

あなたの提言を市政に！

市長への手紙

問い合わせ

広報広聴課

☎(55)2736
☎(51)1456



「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、市政に参加していただくというものです。

昨年度は、360件（うちインターネットからは157件）の貴重な意見をいただきました。



受け付けから回答まで

（原則として2週間以内）

①市長が直接内容を確認

皆さんからいただいた手紙は、市長が直接内容を確認し、必要に応じて担当部署に調査・検討するよう指示します。国や県の業務など市で対応できない場合は、関係機関に意見を伝えます。

②担当部署で作成した回答の内容を市長が直接確認

●回答を希望する場合

回答内容について、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメール・電話・面談などで回答します。

●回答を希望しない場合

担当部署で手紙を保管して、今後の市政の参考にさせていただきます。



ご意見・ご提言をお寄せください

★市長への手紙の回答は、原則として受け付け後2週間以内に回答しますが、内容によっては回答までに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

●専用はがき（送料無料）

市役所や各地区まちづくりセンター、図書館など、市内各公共施設に設置してあります。

●市ウェブサイト

市ウェブサイトのトップページで、「市長への手紙」をクリックしてください。専用フォームから送信できます。

●Eメール

✉ kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

●ファクス

☎(51)1456

●通常のはがき、封書で郵送

〒417-8601 富士市役所「市長への手紙」宛て

※専用はがき以外の送料は個人負担になります。

※専用はがき、市ウェブサイト以外で

提言する場合は「市長への手紙」と明記してください。

■提言するときのお願い

◎1通につき1件のご提言をお書きください。

◎個人的な中傷は、ご遠慮ください。

◎市の業務以外の内容については、原則回答できませんのでご了承ください。

◎回答が必要な場合は、「回答を希望する」ことを明記してください。

◎回答をする場合や内容についての問い合わせに必要ですので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報はいただいたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また、外部に漏れることもありません。



こんなときは
直接担当部署へ

●道路・照明灯・側溝・道路の案内標識・カーブミラーなどの破損

管理者	種類	担当	電話番号
富士市	市道	道路維持課	(55)2832
	林道	林政課	(55)2784
	農道	農政課	(55)2782
県	県道	富士土木事務所維持管理課	(65)2237
国	国道469号 国道1309号 (今井・錦町)		
交通省	国道1号 国道130号 (青島・天間)	富士国道維持出張所	(52)5650

●公園の管理・遊具の破損など

みどりの課 ☎(55)2795

●信号機・横断歩道・道路規制標識の設置・管理
富士警察署 ☎(51)0110

●担当部署がわからないときは

おしえてコールふじ ☎(53)1111